

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 条 例

ページ

- 北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する
条例の一部を改正する条例【上下水道局海外・広域事業部広域事業課
】

3

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 水道用水供給事業の給水対象に、香春町を追加することにしました。
- 2 水道用水供給事業の1日最大給水量を、2万立方メートルから2万1,000立方メートルに変更することにしました。

この条例は、平成25年10月25日から施行することにしました。

北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月25日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第36号

北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年北九州市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号ア中「新宮町」の次に「、香春町」を加え、同号イ中「2万立方メートル」を「2万1,000立方メートル」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。